

# 第 15 回新庁舎建設検討委員会

新庁舎建設特別委員会に提出する資料について

平成 30 年 11 月 15 日

新庁舎整備室

# 【目次】

- 1 市民説明会等における意見・要望等に対する市の考え方について……………1ページ
- 2 北海道胆振東部地震による基本設計内容の再検討・見直しについて… 4ページ
- 3 新庁舎建設基本設計の概要に関する主な修正・追記について…………… 6ページ

# ▶ 1 市民説明会等における意見・要望等に対する市の考え方について

前回開催の本特別委員会において「新庁舎建設基本設計の概要について（中間報告）」に関して、市民説明会や各種団体等との意見交換会の内容について報告しましたが、その意見・要望等のうち、基本設計内容や新庁舎建設に関連する各項目に係る市の考え方については、下記のとおりです。

## （１）市民説明会

No	項目	意見・要望等	市の考え方
1	庁舎に関すること	庁舎建築に芸術・文化の要素を取り入れる計画はあるのか。部分的に遊び心も検討してほしい。	基本設計案の立面計画にも記載していますが、現在、市民に親しまれている市民会館、図書館、イベントホール、駅舎などのデザインや配色との一体性や、先人が培ってきた歴史と文化が脈々と受け継がれてきた岩見沢の「まち」にふさわしい色合いのレンガを外装材に採用し、永きにわたり親しまれるように「人」「緑」「まち」をイメージした温かみのあるアースカラーを基調とした色彩計画とします。現状では、庁舎の外観に芸術的な要素を取り入れる考えはありませんが、新庁舎内に芸術作品を展示するスペースの検討を進めてまいります。
2	庁舎機能	備蓄の3日分の飲料というのは、何名を想定したのか。	新庁舎運用開始予定の平成33年時点での職員数408名を想定しておりますが、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震を受けて、基本設計の防災計画における備蓄の考え方を再考した結果、7日間分の飲用水を確保する計画に見直しました。
3	事務機能	市民連携及び市民サービスに係る部分がある程度、街中に集める事も検討してほしい。	現在、本庁を中心に、北村支所、栗沢支所のほか、サービスセンターとして美流渡、朝日、幌向、街中には有明（複合駅舎）に市民サービス部門を配置しております。サービスセンターでは、支所と違い取り扱っていない市民サービスもあるため、サービス機能の強化などに向けて、検討が必要と考えております。
4	その他	合併特例債が5年間延長になったことにより、少し時間にゆとりができるのではないのか。	現庁舎は、耐震性、老朽化、利便性など様々な問題を抱えており、新庁舎の早急な整備が必要であります。合併特例債の発行期限が延長となったことで、本年9月に発生した北海道胆振東部地震を踏まえた、災害時に必要な機能・備蓄などの再検討と一部見直しを行うため、基本・実施設計期間で3か月程度、庁舎本体工事でも3か月程度延長することとしたところです。

## （２）各種団体等との意見交換会

No	項目	意見・要望等	市の考え方
1	庁舎に関すること	正面入り口は、真ん中から入った方が開放感があるので検討してほしい。	アプローチ車路やカバードウォークを利用する中央通側から来庁する方と、来庁者用駐車場を利用する方の双方の利便性を考慮し、来庁者用出入口を2か所設け、初めて来庁する方でも、迷わず目的とする窓口等に行けるように、来庁者用出入口から見通しの良い場所に総合案内を設置し、そこを経由して目的場所を目指すという考え方としました。また、エントランスの真ん中あたりに階段やエレベーターを設置することで、昇降する方が各階に到着すると正面側には待合スペースや両サイドに窓口が見える配置とし、来庁者の利便性向上や分かりやすい動線を確保しました。
2		エレベーターは2台一組で両端で運用するのが基本ではないのか。	市民の利便性のほか、点検・故障等での交互運転なども考慮し、市民利用の多いエントランス側のエレベーターは、1台増設し2台とします。

## (2) 各種団体等との意見交換会（つづき）

No	項目	意見・要望等	市の考え方
3	庁舎に関すること	病院などにあるような目的地までを結んだ廊下にライン式のサインがあると良い。	新庁舎では、市民利用の多い窓口は1階に集約配置し、エントランスから各窓口へのスムーズな動線や分かりやすい窓口配置とするとともに、誰にとっても見やすく分かりやすいサイン計画とします。ライン式のサインは、病院のように検診などで複数の視認しづらい目的地に誘導する場合には有効と考えております。
4		屋上にヘリポートを作らないのか。	屋上は、空調機等の室外機や太陽光発電機の設置スペースのほか、4階議場の天井が高くなるため、その天井部分としての利活用を考えております。ヘリコプター離着陸場としては、庁舎近傍では陸上競技場が確保されているほか、ドクターヘリの場合には、庁舎敷地内駐車場でも離着陸が十分可能と考えております。
5		災害時に屋上を避難する人のためのスペースとして活用した方がいいのではないのか。	屋上は、空調機等の室外機や太陽光発電機の設置スペースのほか、4階議場の天井が高くなるため、その天井部分としての利活用を考えております。市役所自体は避難所ではありませんが、1階の多目的スペースや待合スペース、2階、3階の会議室を災害時の緊急的な来庁者の退避スペースとして開放することは可能と考えております。
6		議会の傍聴席は質問してない議員の顔も見えない様な形にしてほしい。	市議会・新庁舎建設特別委員会の要望を踏まえ、議員席の後方に傍聴席を設ける直列配置型(従来配置型)の形状を考えており、傍聴席からは議員の顔を見ることは困難と考えますが、議場内にモニターを設置する予定をしております。
7		議場についても、ユニバーサルデザインは、あまり崩していけないようにしてほしい。	議員席や傍聴席へのアプローチは、車いす利用者などが利用しやすいようにスロープを設置するとともに、傍聴席には、車いす利用者の専用スペースを設けます。
8		美術作品などを展示するようなスペースがあると良い。	1階には、休憩スペースや市民ギャラリーとしての利用のほか、臨時的な窓口の開設に対応できる多目的スペースを設置することから、美術作品などの展示が可能となります。
9		市内を見渡すことができるような展望室があると良い。	4階に展望スペースを設ける予定です。
10		子供が飽きないよう待合にキッズスペースがあると良い。	1階の待合スペースにキッズスペースを設けます。
11		市民が休憩できるような場所を作ってほしい。	1階の多目的ルームや多目的スペースのほか、4階の議会傍聴ロビーにも休憩できるスペースを設けます。
12		人目を気にしないで、直接相談室に行けるような配慮をしてほしい。	相談室利用を予約制にするなど、庁内の運用ルールを定めることでの対応は可能と考えます。
13		1階スペースの来庁者の一番いい所にトイレが設けられているが、市民の窓口に利用した方がいいのでは。	来庁者用出入口から市民スペース・執務スペース・管理スペースと機能ごとに集約して配置する構成とし、市民の利便性を考え、出入口付近にトイレを設けたところです。
14		市民連携室は1階に配置してほしい。	1階には、市民利用頻度の高い窓口を優先的に配置するようにしたことから、市民連携室は2階に配置することになりましたが、来庁者用出入口側のエレベーターと階段の付近に配置する予定です。

## (2) 各種団体等との意見交換会（つづき）

No	項目	意見・要望等	市の考え方
15	庁舎設備	Wi-Fi環境を整備してほしい。	来庁者向けのWi-Fi環境を整備する予定です。
16		プライバシーを守るために、衝立てみたいなのがあれば良い。	窓口はパネルでの間仕切りや個別ブースの設置、さらに別途相談室を設けるなど、相談内容に応じたプライバシー確保に努めます。
17		視力障がい者のために、誘導ブロックだけでなく、誘導マットも検討してほしい。	庁舎内については、誘導マットを導入する予定です。
18		床材は、滑りにくい物を使用してほしい。	床材は、滑りづらい材質の物を使用する予定です。
19		トイレの設備で、もう少し簡単に操作できるものがほしい。	大便器洗浄のボタンとその他の機能を分けるなど、誰にも分かりやすい操作盤となる仕様とする予定です。
20	外構や外回りに関する事	障がい者の駐車帯が外にあるので、公用車用の車庫を活用して屋内にできないのか。	庁舎と直結する屋内駐車場を設けませんが、来庁者用出入口付近には庇付きの身障者用駐車場を設け、雨や雪に当たらずに庁舎に出入りできる仕様とします。
21		バス停の問題とか来庁者の人たちの利便性の事について検討してほしい。	中央通の陸上競技場寄りに設置されている現在のバス停留所については、新庁舎整備に併せ市役所傍に移設できるよう外構整備を進める予定です。
22		神社横の、交通事故の多い変則の交差点の位置はどうなるのか。	岩見沢神社と鳩が丘記念緑地に挟まれている市道については廃止を予定しており、併せて変則交差点を解消する予定です。
23	事務機能	一つの所で、そこに必要な担当者が来て、事務手続きしてもらえというような窓口があれば良い。	窓口移動が困難な来庁者に対しては、職員間の連携により1か所の窓口複数の担当者が順番に伺うことで、対応が可能と考えております。
24	公共交通機関との関連	バスの利便性も高めてほしい。バスの敷地内への乗り入れなども考えては。	アプローチ車路と中央通との位置関係や、確保可能なアプローチ車路の幅員などにより、進入は中央通側からの一方通行、出口は東山公園通からとなることや、敷地の出入口部分に信号機が設置できないことなど、バス運行での安全性確保が困難な状況から、バスの敷地内乗り入れは困難ですが、バス停留所を移設し、カバードウォークを設け、バスの利便性を高めます。
25	その他	立体的な説明がない。模型を使うなり、イメージさせてくれる方法を取ってほしい。	基本設計完成段階では、完成パース図の作成、実施設計完成段階では、模型やイメージ動画などを作成し、その都度、庁舎正面ロビー等に展示して来庁者にご覧をいただく予定です。
26		実施設計を行うにあたり、住民側の目線で行ってほしい。	基本設計の概要(中間報告)について、市民説明会や団体等との意見交換会で広く意見・要望等を頂戴しました。頂戴した意見等については、今後の基本・実施設計に反映できるものは取り入れてまいります。
27		職員の意見を取り入れて、しっかりと形にして欲しいと思う。	市民の意見・要望等と同様に、職員からの意見も聞きながら設計業務を進めております。
28		32年度末に完成とのことだが、建設現場の労働環境なども考慮に入れて考えてほしい。	市庁舎建設事業スケジュールの変更を行ったところですが、適正な工期の設定を行い、円滑な事業実施に努めてまいります。

## ▶ 2 北海道胆振東部地震による基本設計内容の再検討・見直しについて

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震による停電の長期化を踏まえ、新庁舎の防災計画や設備計画などの施設機能、緊急的な来庁者利用スペースの確保など、基本設計の再検討と見直しを行いました。

### 【再検討・見直しの内容と結果】

#### (1) 電気設備計画

非常用発電設備について、容量を見直すとともに、燃料備蓄を3日間分（72時間）から7日間分（168時間）確保する計画に見直します。

#### (2) 機械設備計画

- ①給水設備及び排水設備について、本管が途絶しても機能するよう受水槽や排水槽などの貯留量を3日間分から7日間分に見直します。
- ②熱源計画で災害時の事業継続を考慮し、電力、ガス、油を併用し多重化する計画としていますが、液化石油ガス設備を設ける場合の備蓄は7日間分を確保します。

#### (3) その他設備

災害応急対策活動を行うため公用車の燃料備蓄について、自家用給油設備の必要性の検討を行いました。現在、岩見沢消防庁舎に自家用給油設備を設置していること、さらに、燃料販売事業者との協定に基づく具体的な供給体制や公用車管理の給油等を含めた運用面での対応が可能と考えられることから、市役所新庁舎に自家用給油設備は設けないこととします。

#### (4) 平面計画（別紙1「胆振東部地震を踏まえた平面計画の見直し」参照）

- ①災害時の緊急的な来庁者利用スペースの確保等  
1階多目的スペース及びエントランスホールの一時的な市民来庁に対応するためスペースを拡張します。また、2階及び3階会議室の多目的利用に考慮しスペースを拡張します。
- ②緊急時に円滑な移動ができる通路幅の確保及びエレベーターの増設  
バリアフリー法の建築物等移動円滑化基準では、廊下等は幅1.8m以上確保する必要があります。50m以内に旋回場所があれば幅1.4m以上で認定されますが、待合の通路スペースにおいても幅1.8m以上確保できるよう待合スペースの幅を拡張します。  
また、障がい者や高齢者の移動、故障や点検等を考慮し、エントランス側の市民用エレベーターを1台増設し2台による交互運転でエレベーターの使用できない時間帯を無くします。
- ③電気室及び機械室の配置・形状等の変更  
非常用発電設備の容量の見直し、給水設備の受水槽容量の見直しにより、電気室と機械室の配置・形状等の変更を行います。

## 【参考】※見直し比較表

計画名称	項目	見直しの視点など	見直し前	見直し後
電気設備計画	発電機の容量と性能	・発電機容量の見直し ・3日間から7日間の連続運転可能な発電機に見直し	【容量】340kVA 【性能】3日間の連続運転を想定	【容量】450kVA(1階執務室への供給を高めた) 【性能】7日間の連続運転を想定
	燃料備蓄量	・3日間分(72時間)から7日間分(168時間)の燃料確保に見直し	4kL	10kL
機械設備計画	給水設備	・災害応急対策活動を行う職員等の数に対し、飲用・雑用水を確保 ・3日間分(72時間)から7日間分(168時間)の貯留量に見直し(3日目までは全職員24時間体制、4日目以降は全職員3交代による8時間を想定)	【飲用水】4.9m <sup>3</sup> 【雑用水】36.7m <sup>3</sup>	【飲用水】7.1m <sup>3</sup> 【雑用水】53.1m <sup>3</sup>
	排水設備	・下水道本管の破断時に、汚水、雑排水を貯留可能なように非常用汚水槽をピットに設置 ・3日間分(72時間)から7日間分(168時間)の貯留量に見直し(3日目までは全職員24時間体制、4日目以降は全職員3交代による8時間を想定)	【汚水+雑排水】41.6m <sup>3</sup>	【汚水+雑排水】60.2m <sup>3</sup>
	都市ガス設備	・中圧管による都市ガス供給により耐震性能を確保することから見直し対象外	—	—
	液化石油ガス(LPG)設備	・災害時重要諸室の空調用備蓄燃料として屋外にバルクタンクを設ける。 ・3日間分(72時間)から7日間分(168時間)の燃料確保に見直し	500kg	980kg
その他設備	自家給油設備	・燃料販売事業者との協定に基づく具体的な供給体制の確保や公用車管理の給油等を含めた運用面での対応により、設備設置は行わない	—	—
平面計画	緊急的な来庁者利用スペース	・災害時の緊急的な来庁者利用スペースとして想定される市民開放スペースの混雑緩和を図る(多目的スペース、2階・3階会議室)	【エントランス部分間口】4.6m 【多目的スペース面積】62m <sup>2</sup>	【エントランス部分間口】7.8m 【多目的スペース面積】109m <sup>2</sup>
	待合スペースと通路幅	・緊急時の円滑な移動ができる待合スペース幅と通路幅の確保を図る	【1階待合スペース幅】7m 【2階待合スペース幅】4.8m 【通路幅】1.5m以上	【1階待合スペース幅】8m 【2階待合スペース幅】5.8m 【通路幅】1.8m以上
	エレベーター	・緊急時の障がい者や高齢者の移動等を考慮し、エントランス側のエレベーターの増設	1台	2台
	電気室及び機械室	・非常用発電設備の容量見直しによる電気室の配置・形状の変更 ・給水設備の受水槽容量の見直しによる機械室の配置・形状の変更	【電気室の面積】142m <sup>2</sup> 【機械室の面積】115m <sup>2</sup>	【電気室の面積】143m <sup>2</sup> 【機械室の面積】150m <sup>2</sup>

### ▶ 3 新庁舎建設基本設計の概要に関する主な修正・追記について

「新庁舎建設基本設計の概要について(中間報告)」に対する市民の皆さんからのご意見・ご要望等や、北海道胆振東部地震を踏まえた修正・見直しのほか、中間報告時点では作業中により掲載することができなかった項目などの追記は、下記の新旧対照表に記載する内容のとおりです。

なお、中間報告時点からの考えや方向性を見直し、大きな変更となった主な項目のみを新旧対照表に掲載しており、軽微な文言・数値等の修正などのほか、基本的な考え方は変わらないが記載・表現方法を変更した内容については省略しております。

#### 【新旧対照表】

No	項目	頁	修正前(中間報告時点)	修正後(現時点)	修正理由
1	設計概要 2. 計画概要	1	敷地面積: 約29,000㎡ 建築面積: 約2,600㎡ 延床面積: 約9,900㎡	敷地面積: 約27,500㎡ 建築面積: 約2,800㎡ 延床面積: 約10,700㎡ 「基本設計(概要版)」1ページ参照	測量結果、平面計画等の見直しによる修正
2	配置計画 ■配置図	2		「基本設計(概要版)」2ページ参照 ・アプローチ車路と歩道の形状を変更 ・倉庫を新設 など	より安全で管理がしやすい歩車道など、外構部分の見直しによる修正
3	平面計画	3		「基本設計(概要版)」3ページ及び別紙1「胆振東部地震を踏まえた平面計画の見直し」参照 ・エントランス部分間口や待合スペース幅の拡張 ・エントランス側のエレベーター増設 ・4階に展望スペースの設置 など	胆振東部地震や市民要望等を踏まえた修正
4	立面計画	4	記述なし	「基本設計(概要版)」4ページ参照	立面計画作成による追記
5	断面計画	5	記述なし	「基本設計(概要版)」5ページ参照	断面計画作成による追記
6	内装計画	6	記述なし	「基本設計(概要版)」6ページ参照	内装計画作成による追記
7	構造計画 2. 構造概要 (4)構造種別	8	記述なし	「基本設計(概要版)」8ページ参照 ・鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造(SRC一部S)を採用	構造種別の検討結果と採用する構造種別を追記

No	項目	頁	修正前	修正後	修正理由
8	防災計画	9	・「4.熱源の確保」は、記述なし	「基本設計(概要版)」9ページ参照 ・「3.電気・給水・排水の確保」、「5.その他」について修正 ・「4.熱源の確保」について追記	胆振東部地震を踏まえた修正
9	省エネルギー計画	9		「基本設計(概要版)」9ページ参照 ・省エネルギー計画 断面模式図を追記	取り入れる省エネルギーの手法をよりわかりやすくするために断面模式図を追記
10	電気設備計画	10	1. 非常用発電設備 2. 太陽光発電設備 3. 電灯コンセント設備	「基本設計(概要版)」10ページ参照 1. 電力引込設備(追記) 2. 受変電設備(追記) 3. 非常用発電設備 4. 太陽光発電設備 5. 電灯設備(項目名称を変更) 6. 通信引込設備(追記) 7. 構内情報通信設備(追記) 8. 入退室管理設備(追記)	項目の追記や胆振東部地震を踏まえた修正など
11	機械設備計画 3. 衛生設備	10		「基本設計(概要版)」10ページ参照 ・「(1)給水設備計画」、「(2)排水設備計画」について修正	胆振東部地震を踏まえた修正
12	概算工事費	12	記述なし	「基本設計(概要版)」12ページ参照	概算工事費を算出したことから追記
13	工程表	12	記述なし	「基本設計(概要版)」12ページ参照	設計業務等の延長を踏まえた見直し工程表を追記